

## 第2回船橋市景観計画検討委員会

### - 議 事 要 旨 -

#### 概要

日 時：平成19年10月15日(月) 14:30～17:00

場 所：船橋市役所10階 中会議室

参加者：伊東 博明、岡田 博美、小松 洋、子安 正宏

竹内 妙子、福田 俊彦、宮脇 勝、柳井 重人(敬称略)

事務局：都市計画部都市計画課、パシフィックコンサルタンツ(株)

#### 議事要旨

##### 意見交換

#### 船橋市景観計画の全体構成について

##### 〔委員長〕

- ・景観計画<構成イメージ>について、前半部分は目的や景観計画区域、景観特性の説明なので、着実にそれぞれ記述してもらえば良い。
- ・第1回検討委員会における各委員からの意見に対して、「良好な景観形成に関する方針」「良好な景観のための行為の制限に関する事項」「景観形成重点区域」の各項目で対応していくことを事務局は考えている。
- ・景観計画<構成イメージ>の「5.良好な景観の形成に関する方針」において、景観特性のまとまりのある地域ごとにどういう整備をしていくのかという基本方針が書かれている。簡単な表ではあるが、まずこれが景観形成にあたっての出発点になる。
- ・景観計画<構成イメージ>の「6.良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」において、具体的に建築物に制限をかけるとか、緑化を進めていくことなどが記述される。
- ・現在の建築確認では、耐震性能等の最低限の基準が守られていれば建築することができるが、それだけでは景観への配慮をチェックすることができない。そこで、市への景観の届出制度を設け、届け出ないと罰金を取るということができると景観法に基づく景観計画である。しかし、日本は建築物等の更新が早いので、行政事務処理の能力からみて全てをチェックすることは難しい。景観計画では、ある一定規模以上の高さ、面積を届出の対象とする行為として定め、届け出てもらおうという仕組みをとっている。また、届け出てもらってもルール(景観形成基準)がないと市役所も指導ができないので、しっかりと検討していく必要がある。

##### 〔副委員長〕

- ・景観計画<構成イメージ>では「01 田園景観」の説明があり、次に、景観類型ごとの「景観形成の方針」と「6.良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」の中で「01 田園景観」の地域はこのようにします、というように景観類型、景観形成の方針、個別の景観形成基準との関係がうまく整理されると分かりやすくなる。
- ・しかし、そのような見方をしたとき、分類が合わないところが出てくる。例えば、都市系景観の「06

住宅地景観」には、車方の旧集落が分類されているが、現地視察で見た感覚からすると「01 田園景観」ではないのか、という感じがしている。

- ・次に、景観計画の構成イメージで「06 住宅地景観」の景観形成基準のサンプルが記載されている点について、「06 住宅地景観」の中でも低層の戸建て住宅地と、中高層の住宅地では、異なる基準の設定が必要だと思う。

〔委員長〕

- ・景観計画〈構成イメージ〉の16ページから34ページまでが長い。同じくらい後半部の分量が必要である。
- ・「06 住宅地景観」は少なくとも低層と中高層とで景観形成基準を2つに分けて、その用途地域にあわせて指導するという方が使いやすい。

〔A委員〕

- ・最初に市全域で共通の景観形成基準のようなものを設け、後でそれぞれ自然系景観や都市系景観で分けていった方が分かりやすいのではないかと。ただし、各景観類型で定められた基準にそのままでは対応できない部分も出てくる。中心部の住宅街と坪井の自然の中にある住宅街とでは、基準が異なるのではないかと。
- ・自然系景観は分かる気がするが、都市系景観と生活系景観の言葉の使い方に、やや違和感がある。

#### 景観形成の背景と目的、市民協働について

〔B委員〕

- ・景観計画〈構成イメージ〉の「1. 背景と目的」を見ると、良好な景観が形成されていない理由として、行政のこたしか書かれていないが、事業者あるいは住民の意識の相違などから、結果的に良好な景観への配慮がなされてこなかった部分もある。表現が難しいかとは思いますが、その点にも触れた背景とした方が良いでしょう。
- ・良好な景観を形成していくには、市民の一人ひとりの意識を高めていくことが大事である。意識を高める啓発活動等が「4. 景観形成の考え方」の中の「(3) 市民、事業者の景観形成の取り組みを支援する」にあたる。ここをもう少し充実させた方が良いでしょう。

〔C委員〕

- ・「4. 景観形成の考え方」に住民提案制度の活用や市民の取り組み支援とあるが、もう少し市民協働の視点を強くしてはどうか。そのためには、景観懇話会などで、どうぞ皆さんとやりましょうとアピールしていくことが必要である。市民意識の高まりが、船橋市の素晴らしい景観を保つ“種”になると思う。
- ・例えば、市民の一人ひとりの意識について一番身近に感じる点として、「全国都市緑化ふなばしフェア」に関連するイベントで、市内各所に花を飾っているが、水やりなどの管理は役所がやるものだという意識が市民にまだ多分にある。自宅前の道路の植栽に水をやりますから、伐採や剪定は市で行ってくださいといった協力する意識を持たないと景観は保てない。

〔委員長〕

- ・参加意識を高めるためには、計画づくりのところから市民に入ってもらうことが効果的である。景観懇話会を活用し、柔軟に計画づくりに参加できるようにしていくのが良いのではないかと。

〔C委員〕

- ・市民アンケートの回収率が約 20% でずいぶん低いですが、アンケート調査を定期的を実施することによって、意識が高まるのではないかと。回収率が高まればそれだけ市民の意識も高まっていくと思う。

〔委員長〕

- ・先日、三番瀬の水辺に関して、千葉県が市川市と船橋市、習志野市、浦安市の市民へのアンケートを実施した。回収率は、他市に比べ船橋市が低く、やはりあまり関心がないのではないかと。その回収率を急激に上げるというのは難しい。

〔C 委員〕

- ・景観形成重点区域に指定されたことを市民が誇りに思うくらいの意識が必要である。また、景観を汚したら市民のプライドが許さないというような気持ちになれば最高である。

〔D 委員〕

- ・昔は自分の周りでは自分できれいにするのが普通だった。本町通りに古くから店を構える方は、こだわってきれいにしたいという意識があるのではないかと。
- ・船橋市は、年々人口が増加しており、最近船橋市に来た人が多い。そういう方達が、地域の歴史を全然分かってない。
- ・柳井先生のワークショップに参加した子ども達は、だいたい古くからいる家の子ども達ではないかと。そうすると、昔はこうだったよと家で話を聞いている。だからあのような良い結果も出てくるのではないかと。
- ・昔の船橋市は良かった。しかし、今は流れに押されて大きく変わってしまった。もう少し根本的な船橋市の成り立ちを考えてもらえたら良いまちづくりができるのではないかと。

### 船橋市の景観特性、景観形成の方針、景観形成基準について

〔委員長〕

- ・まつりなどに対しては、景観形成基準を設定しようがないので、他の 1 2 類型で設定できると良い。

〔A 委員〕

- ・「13 まつりやイベントの景観」というのは景観として取り扱う必要があるのか。景観計画というと長い時間をイメージすることに対し、まつりやイベントは短期間である。生活系景観とは、住宅や商業地であると思う。

〔委員長〕

- ・伝統的なものでないイベントでも多少景観にかかわる可能性はある。屋台をどうやって並べるのかとか、仮設のものもルール付けた方が良いものもある。

〔A 委員〕

- ・例えば、船橋市民祭りは本町通りを会場として使うが、本町通りを商業地的景観として景観に配慮した整備をすれば、どのようなイベントにも対応できるという考え方で良いのではないかと。

〔事務局〕

- ・景観法の理念の中に「文化」があるが、文化の中にまつりも入れて考えられるのではないかと。

〔委員長〕

- ・千葉市の「景観フェスタ」で街路にパラソルを並べたが、もしそういうソフト面の景観形成をやりたいというのであれば、項目を立ち上げる必要があるかもしれない。

## 景観形成重点区域について

### 選定方針について

〔委員長〕

- ・重点的に景観形成に取り組む「景観形成重点区域」が景観計画〈構成イメージ〉の40ページ以降に書かれているが、どこを重点区域にするかを審議していきたい。
- ・景観形成重点区域の選定の考え方としては、本町通りが重要だという考え方で指定していくのと、地元のやる気が芽生えていて、一緒にモデルをつくっていけそうな区域を指定していくということかどうか。
- ・現地視察で見に行った夏見地区に市民活動による風車があった。谷戸田の景観や田園景観のモデルとして、そこで活動されている方々と連携していただけても十分景観形成重点区域の候補としてもあげられるのではないかと。

〔A委員〕

- ・船橋市は住宅地としてこれからも開発されていくし、その需要もある。駅前に新たな住宅地を開発するときに、建築物のボリュームがどうのようになるかを考える必要がある。
- ・坪井地区のような自然景観の中に宅地開発が出てきているが、そういう地域を景観計画の中でしっかりと考えていくことが大事だと感じる。
- ・今後、開発は避けられない。その際、例えば開発行為を行うときに、都市計画法による「3%の緑地」といった規制などよりも、景観計画による規制を積極的に行えば、もう少し違った住宅地の形成ができるのではないかと。

〔委員長〕

- ・景観形成重点区域はたくさん選べるのか。

〔事務局〕

- ・最初からというわけにはいかないが、候補地という形で少しずつ増やしていくことはできる。

〔委員長〕

- ・無理せずやっていくのが順当だろう。

〔E委員〕

- ・本来は目指すべきイメージを持ち、そして、そのための規制をするのだと思うが、そのつながりがまだできていない。最終的なイメージとして、自然系は保存するというので分かりやすいのだが、そうではないところはどのようにするのか。
- ・景観類型ごとに景観形成重点区域があって、周りもその区域のような景観形成を目指すというのが分かりやすいのではないかと。

## 本町通り・海老川流域について

〔D委員〕

- ・本町通りがあれだけきれいになるというのは、昔から住んでいる人が本町通りにこだわっているからである。
- ・中心市街地における景観形成の中心として、本町通りなどの幹線道路を考えるのが良いのではないかと。

〔委員長〕

- ・景観計画〈構成イメージ〉に市街地発展の歴史があるが、もう少し補完し、まちの中心の大事さを整

理した上で、後半部にそれを引き継いでいくのはどうか。

〔D委員〕

・船橋大神宮でもドブ板一枚しかない歩道があるが、神社・仏閣の景観はもう少し大事に考えた方がよい。

〔委員長〕

・京成線の高架で船橋大神宮の鳥居が見えなくなっている。

〔D委員〕

・船橋大神宮の鳥居は、御影石の立派なものなので厄介だろうが、鳥居の角度や位置を変えたりできないものかと思う。

・船橋市の名前の由来は海老川に架かる船橋にある。

〔F委員〕

・海老川にかかっている橋が船橋の語源となっている。

・本町通りと海老川の流域は、ワンセットで重点地域にしてもいいのではないか。

### みどりの景観について

〔副委員長〕

・谷津田や斜面林などをかなり重視して取り入れた景観計画になっていると思う。

・例えば自然景観を守ろうといったときに、都市緑地法であれば、特別緑地保全地区や緑地保全地域などがあり、景観法であれば景観形成の基準や景観重要樹木といった制度ある。景観計画で、実際に谷津田の景観を守ろうとしたときにどのような手段を用いていくのか。

〔事務局〕

・現行の関連諸制度を使うか、景観法に基づいて進めるのかは、具体的に検討していく段階で議論していくのが良いのではないか。

〔委員長〕

・いずれにせよ景観法だけではなく、都市緑地法や屋外広告物法を組み合わせていかないといけない。良好な景観の形成に向けて、事務局がほかのセクションなどとうまく調整していくことが必要である。

〔B委員〕

・自然系景観の中の谷津田の風景を保つことが、これからますます大きな課題になってくる。どういう手法で実現していくかということは非常に難しいと思うが、景観法に基づく景観整備機構を立ち上げれば、谷津田の管理を行うことができる。実際は、それを立ち上げることがまた難しい。

・谷津田の景観の保全は、船橋だけではなく千葉県全体の問題でもある。県内でも後継者不足が大きな課題となっており、10年もたたないうちに放棄される田園があつという間に増えてしまうことが危惧されている。庁内でもそのような田園が増えないよう、連絡・調整はしている。景観計画の中でも、具体的な方法を示すことまではできなくとも、方向性を示すことはできるのではないか。

### 水辺の景観について

〔委員長〕

・海辺の景観も開発圧力が高まっているので、景観計画にしっかりと位置づけて欲しい。

〔F委員〕

- ・マリンスポーツは、50年、100年先には増えてくると思う。海辺が市民によりいっそう近くなり、水辺の景観も大事になってくる。

〔F委員〕

- ・船橋市にヨットハーバーはないが、将来できるのではないか。

〔事務局〕

- ・すでに県の施設がある。建設時に、海の入り口として拠点整備をしてはどうかという意見があったが、最低限ヨットハーバーがあれば良いではないかということで落ち着いた。本当は人がたまるようなものにしたい。

〔事務局〕

- ・市民活動で、三番瀬のまつりをもっと人が集まるようにしていこうとして検討したことがあった。当時もそこで、土日に市場を開いたりしてもいいのではないかという意見があった。

〔A委員〕

- ・柳井先生の紹介してくれた絵の中でも、海を意識していた子どもはあまりいなかった。

〔事務局〕

- ・海辺の土地は工場が所有しているため、市民が海辺にふれあえる場所がほとんどない。

〔F委員〕

- ・工場以外で残っている海辺は、海老川の河口、親水公園などである。
- ・海老川の上流や、本町通りにつながる部分まであわせて整備していけば、河口の景観ももっと良くなり、市民が憩え、マリンスポーツができるようになるのではないか。

〔D委員〕

- ・海老川の海側の方に郵便局があり、郵便を船で運んでいた。海老川の先がずっと漕（みお）（小舟の航路となる水路）になっていて、船の通り道になっており、漁火が見えた。

〔委員長〕

- ・海辺は、制約がありながらも活用したい場所である。ららぽーとにはたくさんの方が来ているので、公園側とも協力して、一緒にイベントなどができるようになると良い。

## 景観懇談会について

〔委員長〕

- ・景観懇談会について、あまり難しい話をするよりも景観計画形成の経過の本質を伝えてもらいたい。
- ・花が大事であるとかまちの中心が歴史的に大事だという例を提示しながら、大神宮の前の通りはどういうルールにするべきかという具体的な行為につながる検討をした方が、市民の参加につながるのではないか。

以上